

# 学科教本 訂正表

法改正に伴い、『学科教本』を下記のとおり訂正します。

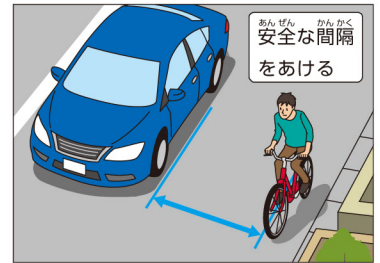
## ◆ 31 ページ 34 許可車両専用



## ◆ 83 ページ 2 特定小型原動機付自転車や自転車の保護(そばを通るとき、横断しているときなど)

①を下記の通り変更。②を追加し、以降の番号を繰り下げ。

- ① 追越しのため特定小型原動機付自転車や自転車のそばを通るときは、特定小型原動機付自転車や自転車のふらつきなどを予想し、特定小型原動機付自転車や自転車との間に**安全な間隔をあけるか、徐行**しなければなりません。
- ② 追抜きのため特定小型原動機付自転車や自転車の右側を通過する場合において、特定小型原動機付自転車や自転車との間に**十分な間隔**がないときは、**間隔に応じた安全な速度**で進行しなければなりません。



### Reference 参考

#### 通行方法の目安

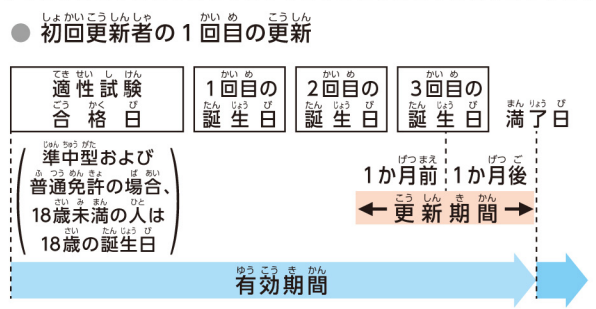
「十分な間隔」や「間隔に応じた安全な速度」については、具体的な走行状況、道路状況や交通状況等により異なります。目安としては、少なくとも1m程度間隔をあけることが安全です。1m程度の間隔を確保できない場合には、20～30km/hまで減速したり、場合によっては徐行して安全に通過しましょう。

## ◆ 113 ページ Reference 参考 運転免許の受験資格

- 大型特殊免許・けん引免許・大型二輪免許 …… 18歳以上
- 準中型免許・普通免許 …… 17歳6か月以上(※2)

(※2) 18歳未満の人が試験に合格した場合、免許証等の交付は18歳の誕生日以降となります。

## ◆ 115 ページ 2 運転免許証等の有効期間



## ◆ 124 ページ 7 交通反則通告制度の概要

交通反則通告制度は、自動車・原動機付自転車・自転車などの運転者(16歳未満を除く)のした違反行為のうち**比較的軽いもの**(反則行為)について、一定期間内に郵便局や銀行などで定額の反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けないで事件が処理される制度です。

## ◆ 126 ページ 主な交通違反の点数と反則金の額

交通違反の種類	点数	反則金の額			
		酒気帯び	大型	普通	小型
16歳未満	1点	1万円	1万円	1万円	1万円
17歳未満	2点	2万円	2万円	2万円	2万円
18歳以上	3点	3万円	3万円	3万円	3万円

「原付等」は、原動機付自転車および軽車両(重被けん引車を除く。)をいいます。  
「歩道徐行等義務違反」「路側帯進行方法違反」は特例特定小型原動機付自転車および軽車両が対象です。